

MEDICAL PRACTICE SEMINAR NO.2

医療行政・経営情報から金融税制に関する情報まで、
 医療に関する様々な情報をお伝えします。

医療と消費税



日医工医業経営研究所

1. 消費税の課税対象

消費税とは消費全般に広く課税する間接税です。事業者が申告と納付を行います。負担は最終の消費者が担います。

消費税は全ての消費財に課税される訳ではありません。課税の対象となるものは、①国内において行うもの(国内取引)であること。②事業者が事

業として行うもの。③対価を得て行うものであること。④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること。の4つを全て満たすものになります。また年商1千万円以下の事業者なども課税対象から除外されます。

人件費としての給与などは不課税です。課税対象の中にも非課税や免税と定義されるものがあり、非課税は13

分類が指定されています。その中には保険診療や介護福祉サービス、また助産に関するサービスなどの医療関連の3分類が含まれています。[図1]

医療機関では保険診療においては患者さんから消費税を徴収しません。しかし仕入れには消費税が付加されており、医療機関が消費税の最終負担者となります。そこで診療報酬に消費

[図1] 消費税非課税13分類

① 土地	② 有価証券	③ 利子・保険料	④ 切手・印紙・証紙	⑤ 国等の手数料	⑥ 社会保険・保険診療・ 労災等医療の給付等	⑦ 介護福祉サービスの提供等	⑧ 助産に関するサービスの提供等	⑨ 埋葬料・火葬料	⑩ 身障者用の物品	⑪ 学校の授業料	⑫ 教科書図書	⑬ 住宅賃貸料
非課税となる医療関連商品												

[図2] 診療報酬と消費税

平成元年4月 消費税3% (導入時)	
改定率(消費税3%相当分)	+0.76%
診療報酬本体部分	+0.11%
薬価部分	+0.65%
平成9年4月 消費税5% (2%アップ)	
改定率(総合計)	+0.38%
(消費税2%アップ分)	+0.77%
診療報酬本体部分	+0.32%
薬価部分	+0.45%
(消費税以外の評価分)	-0.39%
診療報酬本体部分	+0.93%
薬価部分	-1.32%

医療機関における控除対象外消費税(損税)問題

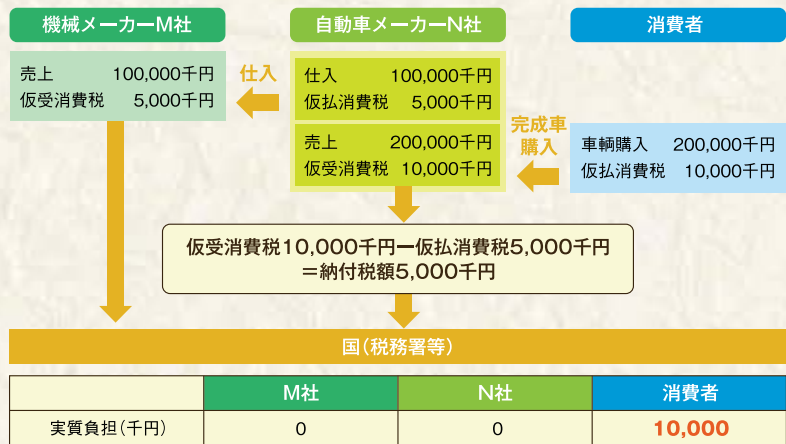


1. 消費税の概要および医療機関における消費税の取り扱い

まず、一般事業者を例に消費税の仕組みをご紹介します。自動車メーカー(以下N社)が機械メーカー(以下M社)から部品を仕入れ、消費者へ完成車を販売する例です。

N社は部品を仕入れる際、仕入価格に消費税分を上乗せした代金をM社へ支払います。また、消費者はN社から完成車を買うときに、消費税込みの代金を支払います。N社は消費者から受け取った消費税(仮受消費税)から仕入時に支払った消費税(仮払消費税)を差し引いた額を納付するため、「最終消費者」のみが消費税を負担することになります。[図1]

〔図1〕消費税の仕組み(自動車メーカーを例に)



〔図2〕医療機関における消費税の取り扱い(※保険診療のケース)

次に、医療機関における消費税の取り扱いをみていきます。医療法人(以下C)が医療機器メーカー(以下A社)から医療機器を仕入れ、患者に保険診療を行うケースを考えます。

CがA社から医療機器を仕入れる際、消費税込みの代金を支払います。一方、保険診療は非課税であり、患者はCに対し、自己負担額(診療報酬の3割)のみを支払います。そのため、本来最終消費者(=患者)が負担するはずの消費税をCが全額負担しなければなりません。これを「控除対象外消費税(以下損税)」といいます。[図2]



※自由診療部分は課税取引となるため、原則的に損税が発生しません。

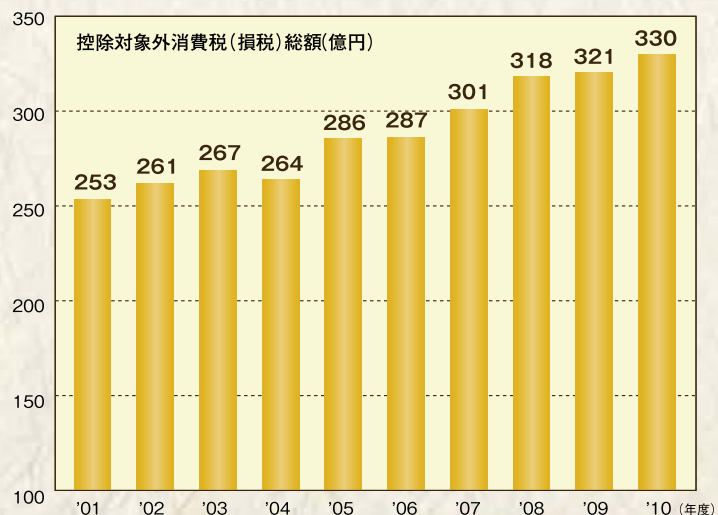
2. 控除対象外消費税(損税)の現状

医療機関の損税負担は通増傾向にあります。日本医師会等の調査によると、私立医科大学29病院の損税総額は10期で77億円増加しています。[図3]

日医総研によると、1施設あたりの損税金額(平成19年度)は、無床診療所で260万円、有床診療所で561万円、病院で1億70万円です。更に、損税の保険診療収入に占める割合は、無床診療所および病院で2.2%、有床診療所で2.0%と、いずれも2%超となっています。

平成24年8月の消費税増税法案成立により、消費税率が段階的に引き上

〔図3〕医療機関(私立医科大学29病院)における損税総額の年度別推移



参考: 日本医師会・日本私立医科大学協会資料を基に作成

税分が加えられています。

平成元年4月に3%の消費税が初めて導入され診療報酬は0.76%上がりました。同様に平成9年4月に消費税が5% (2%アップ) になった時には、通常の診療報酬改定と同時でしたが消費税分としては0.77%上がりました。〔図2〕

このような計算を行った理由は、医療機関の費用には、不課税や非課税の費用があるため、これを除いて改定率を計算する必要があるとされたからです。

2. 増税対応策の見直し

消費税の納付は、徴収した消費税から仕入れに含まれている消費税分を差し引いた金額となるので、大きな設備投資などでマイナスになった場合は消費税の還付を受けられます。しかし対象となるのは課税対象事業者に限られるため、課税対象除外事業者(年商1千万円以下)があえて課税対象となることを選択する場合があります。

保険外収入が年間1千万円以下である医療機関は通常“課税対象除外事業

者”となりますが、その医療機関が大きな設備投資を行い消費税の還付を受ける場合は、課税対象事業者になる必要があります。

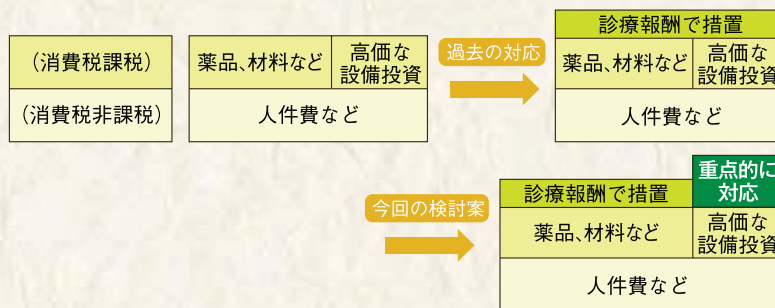
今回の増税時も消費税分は診療報酬で評価されそうですが、高額な設備投資については、診療報酬とは異なる方法で重点的に対応することが、中医協の消費税に関する分科会で議論されています。〔図3〕

医療にかかる消費税については、高額な設備投資には何らかの対策が導入されそうです。また軽減税率導入や

課税化とゼロ税率なども議論されています。しかし現時点では、医薬品や経費などについては過去に準じて診療報酬での対応となりそうです。診療報酬引き上げの計算の際には消費者物価指数も大きなファクターとされるため、新政権の経済政策によりその数字は変わることになります。

参考:「消費税のあらまし平成24年4月」国税庁
 参考:「Q&A消費税の実務対策」TKC全国会
 参考:日医工MPIレポート「医療における消費税」Stu-GE
 参考:「第2回医療機関等における消費税負担に関する分科会配布資料(2012年7月27日)」

〔図3〕診療報酬と消費税

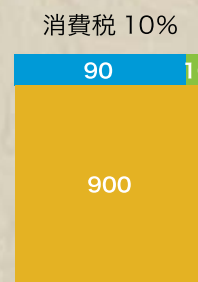
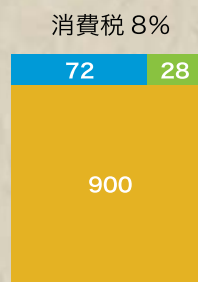
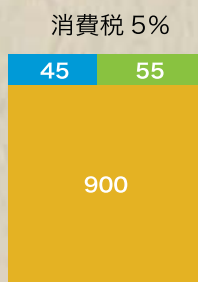


【コラム】「消費税と薬価差益の関係」

値引き額が同額の場合 (100円)

先発医薬品	
薬価	1,000円
値引き額	100円
値引き率	10%

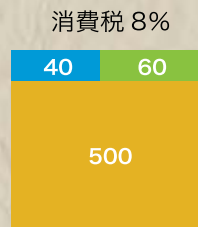
消費税	薬価差益
購入価格	



ジェネリック (後発医薬品)

薬価	600円
値引き額	100円
値引き率	16.7%

消費税	薬価差益
購入価格	



消費税が引き上げられた場合、医薬品市場ではどのような変化がおきるでしょうか？

この図は先発医薬品とジェネリック(後発医薬品)で値引き額が同じであった場合を前提としたシミュレーションです。先発医薬品では消費税引き上げにより薬価差益が圧迫されその度合いも大きくなります。

消費税引き上げにより、値引き要求、ジェネリックへのシフト、分業促進などが予想されます。

株式会社日医工医薬経営研究所(日医工MPI)

げられ、2014年4月に8%に、2015年10月には10%へ上昇します。そうなる
と、医療機関における損税負担額も上
昇し、損税が医療機関の収益をさらに
圧迫することとなります。

3. 控除対象外消費税(損税)問題に 対する現行の対応

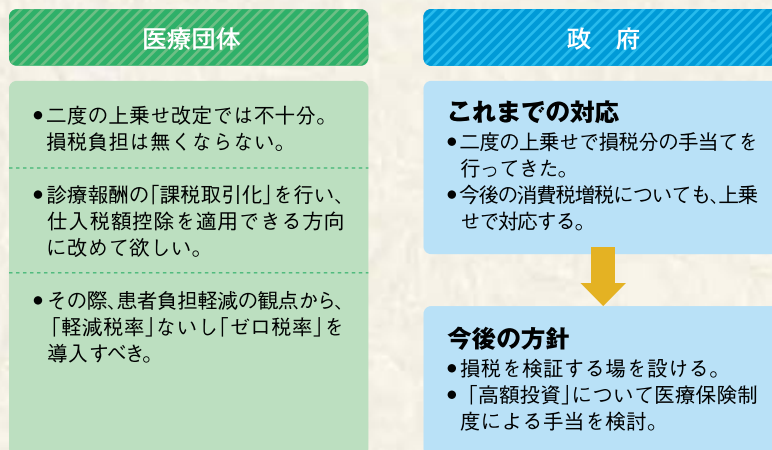
国(厚生労働省、財務省等)は、平成
元年(消費税導入時)と平成9年(消費
税3%から5%へ)にそれぞれ0.76%、
0.77%の診療報酬上乘せを実施し、損
税に対する手当を行ってきたと主
張しています。

これに対し、医療機関側は①上乘せ
改定が実施されたのは約4,000項目の
うち僅か36項目に過ぎないこと、②
2000年以降診療報酬のマイナス改定が
多く、上乘せ効果が薄れていること、③
包括評価への移行に伴い、上乘せ分を
確認できない項目があること等を挙げ、
現行の対応では不十分としています。

経常利益率が数%といわれる医療
業界では、消費税率の引き上げが死活
問題となりかねません。そのため、医
療機関側は仕入税額控除の適用を目
的とした診療報酬の「課税取引化」を
求めています。具体的には、患者の納
税負担軽減のため、診療報酬にかかる
「軽減税率」や「ゼロ税率」等の導入を
要求しています。[図4]

ゼロ税率とは、保険診療を課税取引

[図4]控除対象外消費税(損税)にかかる議論



化する際、その消費税率を0%にする
ことで免税と同意です。ゼロ税率の特
徴は、①保険診療が課税取引とみなさ
れ医療機関は仕入税額控除を受けられ
る点、②税率0%であり、患者負担が増
加しない点、の2点が挙げられます。

図2の例でみると、患者はこれまで
と同様に自己負担額のみをCに支払
います。Cは仕入の際、A社に対して
消費税5,000千円を支払いますが、Cの
診療収入は課税売上とみなされ、仕入
税額控除を受けられます。ただ、Cは
患者から消費税を受け取っていない
ため、仕入にかかった消費税額5,000
千円について、税務署から還付を受ける
ことになります。

国は、損税の実態調査や高額投資に

対する手当等に関しては前向きな
姿勢を示していますが、保険診療の課
税取引化に対しては慎重な姿勢をみ
せています。その理由として、第一に
課税取引化には法改正が必要なこと、
第二に損税収入の減少をどこでカ
バーするのか検討しなければならない
こと、第三に還付にかかる事務負担
の増加、といったことが挙げられます。

医療機関における損税問題の解決
にはまだまだ時間を要する見込みで
す。しかし、消費税増税は目前に迫っ
ており、医療機関の損税負担増加は避
けられない状況です。医療機関は収益
確保のため、従来以上のコスト削減に
取り組むことが必要になります。

会社概要

株式会社日医工医業経営研究所

社名 株式会社日医工医業経営研究所(略称 日医工MPI)
Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

設立 2011年9月1日

所在地 〒930-8583
富山県富山市総曲輪1丁目6番21号
TEL:(076)442-1364
FAX:(076)415-1600

株式会社北陸銀行

社名 株式会社北陸銀行
THE HOKURIKU BANK, LTD.

設立 1943年7月31日(創業1877年8月26日)

所在地 〒930-8637
富山県富山市堤町通り1-2-26
TEL:(076)423-7111
FAX:(076)423-7523